

令和4年度 第1回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和4年 4月25日（月）			
開 催 場 所	保健センターホール			
開 催 日 時	令和4年	4月25日	午後	1時 30分 開 会
	令和4年	4月25日	午後	5時 9分 閉 会
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
欠席委員番号	2 番	平安山 良也		
議事録署名委員	1 番	米須 清和	3 番	與那嶺 清

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和4年度 第1回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 2番 平安山 良也（へんざん よしや）委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、1 番 米須 清和（こめす きよかず）委員、2 番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員を指名します。
議 長 (日程第 2)	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 (日程第 3)	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告 1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて
議 長 (日程第 4)	では日程第 4 に入る前に、報告を行います。 議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、会議の議題となる前に、申請人から申請取り下げの申し出がありました。議事日程より削除いたしますので、ご了承願います。 それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 5 号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について 議案第 6 号 令和 3 年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価および令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について

	議案第 7 号 下限面積（別段の面積）の設定について 以上です。 本日の提案された議案第 1 号から第 7 号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが 2 件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 35 分 再開 午後 1 時 41 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、本議案には 1 番 米須 清和（こめす きよかず）委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。最初に、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について審議・採決を行います。米須 清和委員は退席をお願いします。 （米須 清和委員退席） 米須 清和委員が退席されましたので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について説明いたします。 お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番についての内容を説明）

		事務局といたしましては、3 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。 以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 議事が終了しましたので、米須委員に対する議事参与の制限を解除いたします。 (米須 清和委員 着席) 続きまして、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番について審議・採決を行います。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番についての内容を説明) 事務局といたしましては、2 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。 以上です。

議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については、農地法 3 条で農地 2, 2 7 4 m ² を所有権移転し、基盤強化促進法で農地 2, 9 2 0 m ² の利用権設定を同時に行い、計 5, 1 9 4 m ² の農地を耕作する新規就農者で、令和 4 年 4 月 1 8 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 4 ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 5 ページから 6 ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が 4 名、利用権の設定等をする者、貸付人が 9 名です。 設定筆数は計 2 4 筆、合計面積 3 5, 9 1 1 m²。賃貸借が 1 9 筆、使用貸借が 5 筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。

		(議案書に基づいて議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号の内容を説明) 7ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致します。 譲受人1名、譲渡人1名、所有権移転1筆、合計面積846㎡、売買です。こちらも詳細についてはお見通し下さい。 (議案書に基づいて議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転関係の内容を説明) 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等整理番号3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」5ページの利用権設定等整理番号3番について令和4年4月18日に申請者と地元委員と面接を行いました。申請者はすでに農業をされていて実績も充分にある方なので、特に問題はないと思います。この方は、新規就農者の補助を受けたいということで上がっているんですが、実際にはすでに昨年度に本人名義で出荷をしているようで、補助を受けれたとしても残り4年間になると思うんですが、本人は理解しているので問題はないと思うんですが、そういうことがないように、的確に指導をして補助が100%受けれるように、手続きの流れを改善してほしいです。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」質疑はございませんか。
		(質疑がなければ進行)
議	長	議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

	続きまして議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号１番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について説明いたします。 お手元の資料　８ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第４号整理番号１番について内容を説明） 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第２種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番については、令和４年４月１８日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。
委員	内容は特に問題はないと思いますが、事業の内容が１番も２番も分かりづらいので、資料の添付をしたり、最低でも議案書の中に建築面積やどういう建物なのかを示してほしいです。以上です。
事務局	次回から資料の添付をします。
議長	議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	異議なしとのことでありますので、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について説明いたします。 （議案書に基づいて議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について内容を説明） 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第２種農地として判断しました。 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番については、令和４年４月１９日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。 以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について、異議はございませんか。

		(異議なしの声あり)
議 長		異議なしとのことでありますので、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番については原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更 4－1 を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは、私のほうから議案第 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。 お手元の資料 9 ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。
議 長		それでは資料確認のため、休憩します。
		休憩 午後 2 時 15 分 (資料確認及び議案第 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明) 再開 午後 3 時 8 分
議 長		休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更 4－1 について質疑はございませんか。
委 員		所有者と、利用者の続柄の記載がありませんが、関係性を教えてください。
事 務 局		こちらの方は、事務局の方で失念していたところがありましたので、申請者の方に確認します。今回の申請は不備がありましたので、申請者と再度調整を行いたいと思います。以上です。
議 長		それでは議案第 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての

	意見決定について」重要変更４－１について多数決にて採決を取りたいと思います。 議案第５号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更４－１について原案通り可決と思う方は挙手をお願いします。
	(挙手なし)
議 長	多数決の結果、議案第５号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更４－１については、否決と決定いたします。 続きまして、議案第５号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更４－２を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第５号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更４－２について 説明いたします。 (議案書・資料を読み上げ) 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました、議案第５号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更４－２について質疑はございませんか。
委 員	住宅ローン、公庫で借りるのは奥さんで、建物の名義にするのは旦那さんということですか。あり得るんですか。転用者は奥さんにならないといけないと思うんですが。
事 務 局	申請者、利用者は旦那さんではなくて、奥さんにした方がよろしいということですか？
委 員	転用する人がだれかというときは、家を建てる人になるはずですよ。だから、奥さんになるのかなと思うんですけど、たまにあるのが、土地の名義を旦那さんにしたいから、旦那さんの名前を出してるという

	ことかと思いますが、いいんですか。
事務局	5条だと、資金拠出を出してもらって、奥さんが全額負担する場合でも旦那さんが申請するのは可能です。もしこれで5条の申請がでたら、土地の名義は旦那さんで、建物の名義はおそらく奥さんだと思います。
委員	建物も名義は奥さんだけど、土地の名義は旦那さんにしたいがための申請ってことかなと見え隠れするけど、どういう計画かが見えないので聞いているんですけど、何らかの事情があって、土地の名義をそうしたいというときに、原則転用者なんで本当は認めるべきじゃないと思うけど、ケースバイケースで認めている事例もあるので、いいと思うけど、その事実関係を確認したうえで、別紙を添付して説明すべきじゃないですか。
事務局	今、利用者が旦那さんの名前で申請がでていますが、申請者を奥さんに変えれば、問題なくクリアできますか。
委員	本人がまず何をしたいのかを明確にして対応した方がいいと思います。
事務局	今回の申請のままでいくとした場合のつながりの証明というのは、どういうものを想定しているんですか。
委員	土地の名義を旦那さんにしたいということでこの申請を出しているのであれば、建物は奥さん名義で建てるけど、これから出す農地法5条の転用も含めて、土地の名義変更をするための書類を、旦那さんが申請者として出したいから、奥さんは資金拠出証明みたいな。
事務局	今回、この申請書類上でいえば、申請者の旦那さんと、奥さんを含めて、土地の名義は旦那さんにするのか、建物の名義は奥さんにするのか、確認したうえでその書類でいいということですか。
委員	次は農地転用になってくるので、同じ流れでいかないとおかしいじゃないですか。なので、今までの5条の許可例で、資金拠出証明みたいなもので通しているの、僕はそれはあまりよろしくないと思っているので、それでいいですかと言われると、いいですよと言える立場でないし、おかしいと思いますが、県がそれで5条を通してしているので、なんとか

	るんですよね、と意見を言っているだけです。
事務局	今回の農振除外の申請の添付書類として、奥さんが公庫から資金を借り入れしていて、これからの書類の提出は旦那さんがするという意味での書類を添付させて、今回、対応していきたいと思います。
委員	本当は、本人に意思確認をちゃんとしたうえで申請をさせるべきだと思うんですよ。だから、この議論は受付の段階で本人に話してどういう状況かを確認しないといけないと思うんですけど、旦那さんに生前贈与みたいな感じでやりたいのかっていうこととか、本当は受付の段階で確認して誰の名前で申請するのか、本人の意向に沿って、指導するのが事務局の役目なので、本人の意思の確認がない状況で、それでいいですかと聞かれても、僕は知りません言いようがないですけど、農振って、農地転用よりもさらに厳しく審査しないといけない案件だと思うんですけど、いつも何となくででてきて、どういうことって話でこうなっちゃうんで、事前にもっと審査してもらって、例えば、面接とかも先にやって、内容に変更がなければ、農地転用の申請の時は面接を省略するとか、事前に申請者としてしっかり確認して、うまく回るような体制に事務局で整えてほしいです。申請者に今、直接連絡取れないですか。
事務局	確認します。
議長	確認のため、休憩します。
	休憩 午後 3時 36分 再開 午後 3時 41分
議長	休憩前に引き続き再開します。
事務局	確認したんですが、建物については旦那さんの名義にするそうです。土地については生前贈与という形にするそうです。
委員	土地も建物もどちらも旦那さん名義にするということですか。ありえるんですか。
委員	単独で、借入るのであれば、あり得ないと思うんですが。
事務局	実際に返済は、相互に行うということでしたので。

委 員	銀行が許さないと思うんですが。連帯債務等で、共有名義とかはあり得ると思いますが。
委 員	建物は奥さんで、土地は旦那さんにしたいんだよね、と本当は、そういう筋道が普通というか、それしか認められないかなと思うんですけど、農地法的には、本当は転用者は建物を建てる人なので、本来認められないはずだけど、今、県は認めて、建物の名義が誰なのかを追求せず、土地の名義を変えたいからという理由を前提にしているケースがあるからそれでいくしかないのかなと思いますけど。
事 務 局	実際に申請者に確認したところ、建物も土地も自己資金という形ではだめですか。
委 員	銀行から OK をもらっているという認識も勘違いだと思いますが。建物の名義は奥さんしかだめだよと言われるだろうし。だけど土地の名義は贈与で変えたいということですよね。それを前提に、県に通る書類として進めていくべきではないですか。
事 務 局	資金拠出自体は、奥さんから旦那さんにすることは大丈夫なんですけど、先ほどおっしゃったように銀行側からしたら名義人は借入する本人ということですかね。
委 員	おかしい話だと思うけど、県は認めるケースもあるかもしれないけど、ただこれが通るか通らないかは県に事前に確認しとかないと、許可見込みがあるのかないのかを、許可見込みがある案件だから、異議なしなんですよ、これは許可見込みがあるんですか、という疑問形では答えは出ないと思うんですよ、なので、事務局がこれを議題で上げるんだったら、許可見込みがあるとして議題に上がってないとおかしい。事前に県と事務局がやり取りして認められるようにしておくべきじゃないですか。
事 務 局	旦那さん名義で申請を出しても、許可は下りると思います。資金拠出のもので、借入のものも大丈夫なのかというのははっきりわからないので、過去に事例があるのであれば、恐らく大丈夫だと思います。資料を確認したいので、休憩をお願いします。

議 長	確認のため休憩します。
	休憩 午後 3 時 4 6 分 再開 午後 4 時 0 5 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。
事 務 局	今回の申請で、借入は奥さんになっていますが、借入先に金融機関から、建物の名義を旦那さんにしてもいいという了解を得ているそうです。
委 員	そうですか、としか言いようがないですね。これ、転用見込みがあるかないかは事務局で事前に確認すると思うけど、あんまりしてないんですか。
事 務 局	5 条転用の話はしていました。資金拠出の部分は見ていなかったです。
委 員	事前に協議して、総会で議論があまり長引かないようにしてほしいのと、許可見込みという前提で進めていいんですか。
事 務 局	大丈夫と思います。総会後にまた県と相談するんですけど、実際行けるのかどうか、いけないんだったらまた違うやり方、どういうやり方があるのかを相談できますので。
委 員	申請人を変えるとか、ですか。
事 務 局	最悪そうなるのかなと、県が大丈夫となれば問題はないと思うんですけど。
委 員	農振の計画と転用の計画って基本的に変更なく同じようにやるべきだと思いますが。
事 務 局	基本的に同じ計画で出来るように、県と相談をしながらやります。
議 長	議案第 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更 4-2 について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	議案第 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更 4-2 については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更 4-3 を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更 4-3 について 説明いたします。 (議案書・資料を読み上げ) 以上です。
議 長	事務局から説明がありました、議案第 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更 4-3 について 質疑はございませんか。
委 員	申請地番というのは資料にあるところ全部ですか。
事 務 局	今回、申請する土地というのが資料 3 ページの変更箇所指摘図の中で青く線が引かれている部分が申請箇所になっております。
議 長	議案第 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更 4-3 について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更 4-3 については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 6 号「令和 3 年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価および令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題としま

	す。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第6号「令和3年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価および令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画、令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を説明いたします。お手元の資料12ページをお開き下さい。 (議案書を読み上げ) ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。
	休憩 午後 4時 31分 (議案第6号についての説明) 再開 午後 5時 4分
議長	休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から議案第6号の説明がありましたが、質疑はございませんか。 (質疑がなければ進行)
議長	議案第6号について異議はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	議案第6号「令和3年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価および令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画、令和4年度最適化活動の目標の設定等について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第7号「下限面積（別段の面積）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第7号「下限面積（別段の面積）について」説明いたします。 お手元の資料27ページをお開き下さい。 (議案書を読み上げ) 以上です。

[illegible]

[illegible]

